

九 運 人 事 第 3 6 8 号
令 和 6 年 1 2 月 2 日

関 係 各 位

九 州 運 輸 局 長
(公 印 省 略)

令和6年度国家公務員倫理月間の実施について（お願い）

平素は国土交通行政にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

本年度も昨年度に引き続き12月の1か月間を「国家公務員倫理月間」とし、当局職員に対する趣旨の周知徹底、啓発活動等を実施することとしております。

近年、倫理法等違反事案は、依然として一定数発生しており、引き続き倫理法の本質を一人一人の職員に浸透・定着させることが重要であると考えております。

当局におきましても、本月間を機に職員のさらなる倫理保持に努める所存でございますので、貴職におかれましてもこの趣旨をご理解のうえご高配を賜りますとともに、傘下会員事業者等の方々へ周知して頂きますようお願い申し上げます。

ご多用中のことと存じますが、何卒よろしくお願いいたします。

(添付物)

- ・ 国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ
- ・ 国家公務員倫理啓発活動ポスター（事業者向け）